

加治木労働基準監督署発表
令和 8 年 7 月 14 日

令和 8 年 7 月 14 日
【照会先】
加治木労働基準監督署
署 長 山口 大輔
○監督課長 米永 和真
(電 話) 0995 (63) 2035

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～虚偽の統括管理状況報告を提出した疑い～

～労働基準監督官に虚偽の陳述をした疑い～

～労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかった疑い～

加治木労働基準監督署（署長 山口 大輔）は、本日、三井住友建設株式会社及び同社九州支店の作業所長並びに株式会社友和工業及び同社代表取締役ほか 1 名を労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁加治木支部に書類送検しました。

【事件 1 の概要】

令和 6 年 6 月 3 日、三井住友建設株式会社・株式会社竹中土木特定建設工事共同企業体が霧島市隼人町で施工する橋梁建設工事において発生した、二次下請業者である株式会社友和工業の労働者が被災した労働災害について、三井住友建設株式会社九州支店の作業所長 A は、所轄労働基準監督署長に虚偽の統括管理状況報告を提出した疑い。

【事件 2 の概要】

令和 7 年 4 月 8 日、三井住友建設株式会社九州支店の作業所長 A は、労働基準監督官が本件工事に立入調査を実施した際、労働災害発生状況に関する質問に対し、同労働災害が発生した事実を隠蔽するために虚偽の陳述をした疑い。

【事件 3 の概要】

本件労働災害は、休業 4 日以上を要するものであるにもかかわらず、二次下請業者である株式会社友和工業の代表取締役 B は、一次下請業者である株式会社餅井建設の代表取締役 C と共謀の上、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった疑い。

1 被疑者

【事件 1】、【事件 2】

みつゐすみともけんせつ

(1) 三井住友建設株式会社

所在地 東京都中央区

事業内容 総合建設工事業

(2) 三井住友建設株式会社九州支店 社員（令和 3 年度隼人道路清水川橋工事作業所長 A）

【事件 3】

- (1) 株式会社友和工業
所在地 鹿児島県鹿屋市川西町
事業内容 建設工事業
- (2) 株式会社友和工業 代表取締役 B
- (3) 株式会社餅井建設 代表取締役 C
(同社所在地 宮崎県都城市横市町
同社事業内容 建設工事業)

2 違反条文

全て労働安全衛生法違反

【事件 1】

同法第 100 条第 1 項（報告等）
労働安全衛生規則第 98 条（報告）
同法第 120 条第 5 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

【事件 2】

同法第 120 条第 4 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

【事件 3】

同法第 100 条第 1 項（報告等）
労働安全衛生規則第 97 条（労働者死傷病報告）
同法第 120 条第 5 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）
刑法第 60 条違反（共犯）

3 本件工事の概要

- (1) 工事名称 令和 3 年度隼人道路清水川橋工事
- (2) 工事場所 霧島市隼人町住吉～同市隼人町野久美田
- (3) 工事概要 一般有料道路の 4 車線化工事
PC 上部工（橋梁延長 508.31m）、橋梁下部工（橋脚 4 基、基礎工 4 基）、既設橋脚耐震補強 4 基、仮栈橋工
- (4) 工期 令和 4 年 1 月 28 日～令和 7 年 5 月 11 日（当初）
- (5) 請負金額 60 億 6,100 万円（税込）（当初）
- (6) 請負関係（下請業者は本件に関する業者のみ記載）
- ア 発注者 西日本高速道路株式会社九州支社
- イ 元請 三井住友建設株式会社・株式会社竹中土木特定建設工事共同企業体
（代表者）三井住友建設株式会社 九州支店
- ウ 一次下請業者 株式会社餅井建設
- エ 二次下請業者 株式会社友和工業

4 本件労働災害の概要

令和 6 年 6 月 3 日、本件工事において、二次下請業者として入場していた株式会

社友和工業の労働者が、橋梁の型枠組立作業に従事していたところ、移動式クレーンで吊って移動させていた型枠材が落下して、同労働者に当たり、肩や腰等を負傷したものです。

被災者は、被災当日に受診した医療機関では打撲及び捻挫と診断されましたが、後日、痛みが引かないため、改めて医療機関で精密検査を受けたところ、腰椎椎体圧迫骨折等と診断されました。被災者はこの負傷の療養のため計44日間休業しました。

5 被疑内容

【事件1】

所轄労働基準監督署長は、労働安全衛生法に基づき、大規模建設工事の元請業者に対し、元請業者による統括管理の実施や、下請業者を含めた労働災害防止対策の徹底を推進するため、3か月毎に1回、元請業者による下請業者への指導や指示の状況（統括管理状況）を報告するよう命じています。

本件工事についても、当署署長が統括管理状況報告を行うよう命じましたが、作業所長Aは、令和6年4月から6月までの状況について、当該期間中に発生した移動式クレーンの吊り荷が落下して負傷するという本件労働災害に関して、全く記載しない虚偽の内容の統括管理状況報告を提出した疑いがあるものです。

【事件2】

労働安全衛生法では、同法を施行するため必要がある場合、労働基準監督官は事業場に立ち入って関係者に質問を行うことができると規定されています。

令和7年4月、当署の労働基準監督官が本件工事の現場事務所に立ち入って、本件工事における労働災害発生状況について行った質問に対し、作業所長Aは、真実は、「3件の労働災害が発生している」にもかかわらず、「2件の労働災害が発生しているのみである」旨の虚偽の陳述を行った疑いがあるものです。

【事件3】

労働安全衛生法では、労働者が労働災害その他就業中等において、休業4日以上を要する負傷等をした場合には、事業者は、遅滞なく所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告を行うよう義務付けられています。

令和6年6月3日、休業4日以上を要する本件労働災害が発生したのに、二次下請業者の代表取締役Bは、一次下請業者の代表取締役Cと共謀の上、本件捜査開始後の令和8年1月23日まで、労働者死傷病報告を提出しなかった疑いがあるものです。

6 参考事項

労働基準監督署においては、労働者死傷病報告など労働安全衛生法に基づき事業者から提出された各種報告をもとに、労働災害発生状況や安全管理状況を把握し、労働災害の原因分析や同種災害の再発防止対策を検討するなど労働者の安全と健康の確保に係る行政の推進に役立てています。

労働者死傷病報告書を故意に提出せず、または虚偽の内容を記載して提出して労働災害の発生をかくす、いわゆる「労災かくし」については、管内事業者の遵法水準に著しく影響を及ぼすほか、被災者に対する適正な補償がなされず、被災者が生活に困窮することも少なくありません。

また、労働災害の原因を究明し、同種災害を未然に防ぐという労働基準行政の根幹を揺るがすことにもなりかねないため、労働基準監督署では「労災かくし」の根

絶に向けて、書類送検するなど厳しい姿勢で臨んでいます。

【参照条文】

○労働安全衛生法

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。
(第2項以下省略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
(第一～三号省略)

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

(労働基準監督官の権限)

第九十一条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。
(第2項以下省略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

※令和6年12月31日まで適用される内容

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
(第2項 略)

※参考：条文改正により令和7年1月1日から適用される内容

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理

組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(第一～十二号及び第2項 略)

(報告)

第九十八条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、法第百条第一項の規定により、事業者、労働者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずるときは、次の事項を通知するものとする。

- 一 報告させ、又は出頭を命ずる理由
- 二 出頭を命ずる場合には、聴取しようとする事項

○刑法

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。